●香川県選挙管理委員会告示第15号

令和5年4月9日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194 条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年3月31日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

選挙区	制	限	額
高松市選挙区			5,863,000円
丸亀市選挙区			5,806,300円
坂出市選挙区			5, 495, 100円
善通寺市選挙区			4,978,300円
観音寺市選挙区			5, 245, 900円
さぬき市選挙区			5,556,400円
東かがわ市選挙区			4,947,100円
三豊市選挙区			5,360,600円
小豆郡選挙区			4,871,200円
木田郡選挙区			5,804,400円
綾歌郡選挙区			5,542,300円
仲多度郡第一選挙区			4,820,500円
仲多度郡第二選挙区			5,425,800円